

明るい笑顔のための基本方針

(藤沢市立湘洋中学校いじめ防止対策基本方針)

2014年4月
(2024年8月改定)

明るい笑顔のための基本方針 (藤沢市立湘洋中学校いじめ防止対策基本方針)

湘洋中学校は、すべての生徒が自分も他の人も尊重し、笑顔で明るく過ごせる学校を、湘洋中学校に関わるすべての人とともにめざします。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」をいいます。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった生徒の立場に立って、その生徒が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

本校では、すべての生徒が自他を尊重し、安心して楽しく通うことができる、生徒の主体的な豊かな学びの機会を工夫する魅力ある学校を、生徒、教職員、保護者、地域等、本校に関わるすべての人が一体となってめざします。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめはどの学校でもどのクラスでも起こりうるものという認識に立ち、生徒たちの中にいじめは絶対に「しない、させない、許さない」という意識を培う必要があります。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(いじめの撲滅)

本校生徒は、相手の心身を傷つける行為や、相手が嫌な気持ちになる行為などのいじめを行ってははいけません。いじめをするつもりはなくても些細な言動が相手を傷つけてしまうことがあることや、いじめはどんな理由があってもいけないことであるということを認識し、相手を思いやりながら生活することが大切です。

また、生徒は、いじめを見たり聞いたりしたときは、教職員や家族、友だち、市、関係機関等に相談します。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめ

の未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

（家庭との連携）

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動とともに、家庭での取組が重要です。よって学校は、家庭と連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

（地域との連携）

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携するとともに、学校運営協議会においていじめの課題を共有し、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

（生徒会活動）

いじめは生徒の中で起こっています。本校では、生徒会など生徒の自治的活動における関係づくりの取組やいじめ防止の活動を推進し、本校教職員は生徒とともにいじめ防止対策に取り組めます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・すべての生徒が安心して笑顔で通える学校、学級づくりを実現するために、教職員は生徒一人ひとりの「居場所づくり」を進めます。また、すべての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての生徒に提供し、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めることができるよう努めます。
- ・いじめを行う背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めるとともに、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていきます。
- ・生徒が主体的に取り組む協働的な活動を通して、生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいく「絆づくり」を推進し、生徒の主体的ないじめ防止に資する取組への支援を行います。
- ・学校運営協議会やPTA、その他地域関係団体等、保護者や地域との連携、協働を深め、交流活動や行事、ボランティア活動等も活用しながら、地域全体で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわかる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめを早期に発見するため、本校生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 学校生活アンケート（年3回）
 - ② 三者面談（年2回）、保護者面談（4月）、その他、日常的なコミュニケーションを通じた学級担任等による生徒からの聴き取り調査
 - ③ 部活動アンケート（年1回以上）
- ・ 随時、生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。
 - ① 学級担任との面談
 - ② 学年主任、学年教員、生徒指導担当（いじめ防止対策担当）教員、生徒支援担当教員、養護教諭、管理職などとの面談
 - ③ スクールカウンセラーとの面談
 - ④ 生徒が直接担任やその他の教員に声をかけづらいときは「藤沢市子ども相談フォーム」を利用できるようにします。
 - ⑤ 学校以外の相談先として「藤沢市いじめ相談ホットライン」「藤沢市いじめ相談メール」「24時間SOSダイヤル（県立総合教育センター）」「中高生SNS相談@かながわ」等が利用できるように周知します。
- ・ 相談・通報のあった事案は、「湘洋中学校いじめ問題対策委員会」において情報共有します。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ、生徒の安全を確保します。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、一人で抱え込まず、すみやかに「湘洋中学校いじめ問題対策委員会」に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・ いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、「湘洋中学校いじめ問題対策委員会」が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及び支援と、その保護者に対する助言等を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた生徒への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・ いじめを行った生徒に対する指導は、その生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒の学習権に十分に配慮した上で、いじめを行った生徒に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担

する行為であることを理解させるよう指導します。

- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

（４）道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないように生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にする心をはぐくむ教育である「いのちの授業」の展開を図るための取組を進めます。

（５）情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

３ 「湘洋中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第２２条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「湘洋中学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

（１）「湘洋中学校いじめ問題対策委員会」の構成

- ・校長、教頭、生徒指導・支援部主任、いじめ防止担当者、生徒支援担当（教育相談コーディネーター）、当該学年主任、当該学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

- ・学校のいじめ対策を機動的なものとするため、「湘洋中学校いじめ問題対策委員会」の下に、校長、教頭、いじめ防止担当者、生徒支援担当（教育相談コーディネーター）で構成する実務部会を設置し、早急な対応を可能とします。
- ・いじめ防止担当者及び学年生徒指導担当は「湘洋中学校いじめ問題対策委員会」の「報告窓口」（いじめ防止担当者は集約担当）を務め、個々の教職員からの報告を受けます。

（２）活動内容

- ・本校いじめ防止対策基本方針に基づく取組に係る年間計画の作成、実施、実施状況の検証
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集、記録
- ・いじめの疑いのある情報があった際の会議の開催
- ・いじめに係る事実確認、当該事実がいじめであるか否かの判断
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめを受けた生徒の保護や支援、対応方針の決定
- ・いじめを行った生徒に対する指導、支援、対応方針の決定

- ・いじめを受けた生徒の保護者との連携
- ・いじめを行った生徒の保護者との連携
- ・他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取組の中核的な役割
- ・いじめ事案の報告
- ・本校いじめ防止対策基本方針の策定、見直し

（３）会議の開催

週に１回開催される校内生徒指導・支援担当者会に併せて開催します。ただし、いじめと疑われる相談・通報を受けた時点で緊急性を要する場合には、緊急開催します。

４ 重大事態への対処

（１）重大事態発生の報告

学校は、いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

（２）重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は調査中においても、いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた生徒が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

（３）「湘洋中学校いじめ調査委員会」の構成

教育委員会と検討の上、学校が調査主体となる場合、次の構成員で調査を行います。

- ・校長、教頭、生徒指導・支援部主任、いじめ防止担当者、生徒支援担当（教育相談コーディネーター）、当該学年主任、その他必要と認める者

（４）いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

５ その他

いじめの実態把握及びいじめに対する対応を適切に行うため、次の２点を学校評価項目に置き、本校の取組を評価・検討し、その後の取組に生かします。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること